

雄農一 4791
平成22年2月24日

農林水産部長 様

雄勝地域振興局長

森林施業計画認定について（報告）

別紙のとおり、森林施業計画の認定を受けましたので報告します。

記

1. 仙道団地（仙道県有林）
2. 西馬音内団地（西馬音内県有林）

担当
雄勝森林づくり推進課
森林整備班
主任 若松 孝行
TEL:0183-73-5111
FAX:0183-72-5541

森 林 施 業 計 画 認 定 書

認定番号 羽 2 1 - 4

平成 2 2 年 2 月 2 4 日

認定請求者住所 秋田県秋田市山王 4 丁目 1 - 1
氏名 秋田県知事 佐竹敬久 様

羽後町長 大江尚征



森林法第 1 1 条第 1 項、第 1 1 条第 2 項の規定により、平成 2 2 年
2 月 2 2 日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

森林施業計画認定審査表

I. 認定請求者の住所氏名等

申請年月日	平成22年2月22日
認定番号	羽21-3
住所	秋田県秋田市山王4丁目1-1
氏名	秋田県知事 佐竹敬久

II. 森林施業の実施に関する長期の方針が、森林の整備を図るためのに有効かつ適切なものであること (法11条第4項の1) (適否)

III. 公益的機能別施業森林区域内に存する森林及び公益的機能別施業森林区域外に存する森林毎に定める基準に適合していること (森林法第11条4項の2)

1. 適正な植栽が計画されていること

(1) 植栽時期が適正であるか。

区分	面積
ア 主伐として立木を伐採し、又は伐採することとされている森林面積	0.00
イ 上記「ア」のうち、市町村森林整備計画において植栽よらなければ的確な更新が困難な森林として指定されている森林面積	0.00
ウ 上記「イ」のうち、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、2年以内に植栽が計画されている面積	0.00
エ 上記「イ」のうち、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、2年以内に植栽が計画されていない面積	0.00

適否の判定

1. 該当する森林がない
2. 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽が計画されている
3. 上記のどちらにも該当しない

(適否)

(2) 植栽本数が適正であるか。

市町村森林整備計画で定める樹種別、仕立ての方法別の標準的な植栽本数 (N _p)		植栽本数 (N) N = N _p × r
樹種別、仕立ての方法	標準的な植栽本数	
中仕立て	3,000	

r : 伐採材積割合 (皆伐の場合は1)

適否の判定

1. 該当する森林がない
2. 計画植栽本数が $N = N_p \times r$ で算出される本数以上であること
3. 上記のどちらにも該当しない

(適否)

(様式第9-2号)

2. 適正な林齢で主伐が計画されていること

(1) 主伐の林齢

区 分	項 目	判 定
水土保持林 h	標準伐期齢+10未満の森林について主伐が計画されていない	該当なし
複層林施業森林 p	標準伐期齢未満の森林について主伐が計画されていない	該当なし
長伐期施業森林	標準伐期齢×2-10未満の森林について主伐が計画されていない	該当無し
森林と人との共生林 k (特定広葉樹育成施業を除く)	標準伐期齢未満の森林について主伐が計画されていない	該当無し
資源の循環利用林 j	標準伐期齢-5未満の森林について主伐の計画がされていない	該当無し

該当する森林がない

適

(2) 適正な方法で主伐が計画されていること

区 分	項 目	判 定
水土保持林	皆伐-1箇所当たりの伐採面積が20haを超えていない(図面添付)	該当なし
森林と人との共生林 (特定広葉樹育成施業を除く)	①択伐率-30%以下で計画されていること ②「市町村森林整備計画において植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている場合」-択伐率-40%	該当無し
特に形状を維持すべき森林	「風害の防備のため森林その他の特に帯状に残存すべき森林」として市町村森林整備計画で定められている森林について立木の全部又は相当部分が標準伐期齢以上である部分が幅20m以上にわたり帯状に残存していること	該当無し

該当する森林がない

適

(様式第8-4号)

区分	森林と人との共生林(特定広葉樹施業森林を除く)
----	-------------------------

①基準伐採材積の算出

$$= \text{[計画始期の立木材積]} / \text{[面積平均林齢]} \times 5$$

16219.08295

②例外規定

②-①の材積が、間伐対象森林における間伐立木材積と要転換森林における主伐立木伐採材積の合計に満たない場合は、当該立木材積を基準伐採材積とする

適否の判定(該当する番号に○印を付す)

※別紙森林施業計画指導表(基準算定表)4. 伐採立木材積により確認

1. 計画伐採立木材積が基準伐採材積①を超えていない
2. 例外規定を適用する場合-計画伐採立木材積が②の基準伐採材積を超えていない
3. 上記以外

○
適
否

区分	森林と人との共生林(特定広葉樹施業森林を除く)
----	-------------------------

①基準伐採材積の算出

ア(上限)

$$=[a,b \text{ のうち大きいもの}] \times 5 \times 1.2$$

2,680.00

イ(下限)

$$=[a,b \text{ のうち小さいもの}] \times 5 \times 0.8$$

0.00

a:年間成長量

b:[始期に標準伐期齢を超える森林の立木材積] / [当該森林の標準伐期齢の面積平均]

例外規定

②-①の材積が、間伐対象森林における間伐立木材積に満たない場合は当該立木材積を基準伐採材積とする。

(上限)

③-①のア及び②の基準伐採材積が1,300m³に満たない場合は、1,300m³を上限とする。

(下限)

④-イの基準伐採材積が170m³に満たない場合は、下限は0m³とする。

適否の判定(該当する番号に○印を付す)

※別紙森林施業計画指導表(基準算定表)4. 伐採立木材積により確認

1. 計画伐採立木材積が下限と上限の間にある

○適

例外規定を適用する場合

2. 基準伐採材積の上限の材積が、1,300m³に満たない場合は、基準伐採材積の下限の材積と1,300m³の間で伐採が計画されていること

適

3. 基準伐採材積の下限の材積が、170m³に満たない場合は、0m³と基準伐採材積の上限の材積の間で伐採が計画されていること

適

4. 上記のどちらでもない

否

(様式第9-6号)

4. 間伐対象森林について適切に計画されている

1) 計画箇所の判定

適否の判定

※別紙森林施業計画指導表(基準算定表) 5. 間伐対象森林の伐採計画により確認

1. 間伐対象森林の該当となった森林については、全て計画されていること
2. 上記以外

適
否

2) 間伐量の判定

区 分	間伐対象森林の立木材積 (y)	間伐伐採目標		計画量
		上限 (q 1)	下限 (q 2)	
水土保持林	0.00	0.00	0.00	0.00
森林と人との共生林 特定広葉樹育成施業森林を除く	39143.00	11743.00	3914.00	11703.00
資源の循環利用林	8932.00	2680.00	893.00	1342.00

上限 (q 1) 間伐対象森林の立木材積×0.3

下限 (q 2) 間伐対象森林の立木材積×0.1

適否の判定

※別紙森林施業計画指導表(基準算定表) 5. 間伐対象森林の伐採計画により確認

1. 間伐対象森林の伐採材積は、間伐目標材積の上限から下限の間であること
2. 上記以外

適
否

IV. 計画の内容が、市町村森林整備計画の内容に照らして適当であること (法第11条第4項の3)

具体的には、市町村森林整備計画に定める立木の伐採(主伐)の方法、造林の標準的な方法、間伐及び保育の標準的な方法並びに伐採方法その他の施業の方法を指定する必要がある林分の施業の方法に従っていることを確認する

適否の判定

1. 適当である
2. 適当でない

適
否



森林施業計画認定請求書

平成 22 年 2 月 22 日

羽後町長 大江 尚征 様

西馬音内・仙道団地

請求者氏名 秋田県知事 佐竹 敬久

住 所 秋田県秋田市山王4丁目



森林法第11条第1項の規定により認定の請求をします。

担当 農林部 森づくり推進課

森林整備班 若松 孝行

電話 0183-73-5111

F A X 0183-72-5541